様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

　　東青地域移住・交流サポート協議会長　様

令和７年度新しい働き方移住支援金交付申請書

　令和７年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | |
| 氏名 |  | 年　 　月　　 日 | |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　要件区分（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア　起業 |  | イ　就業 |  | ウ　リモートワーク |  |
| エ　専門人材 |  | オ　関係人口 |  |

３　世帯員（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身 |  | ２人以上の世帯 |  | 同居の子 | 人 |

※同居の子は、令和７年度新しい働き方移住支援金交付要綱第２条第５号に規定する者をいいます。

４　勤務先の証明（申請者が「２ 要件区分」のウに該当する雇用保険の被保険者の場合）

　申請者が、令和７年度新しい働き方移住支援金交付要綱第３条第４号に該当し、リモートワークを実施していることを証明します。

|  |
| --- |
| 勤務先名称　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名  　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名　　　　　　　　　　　㊞ |

５　誓約事項

　申請日から２年６月以上継続して転入市町村に居住する意思があります。

　「イ　就業」又は「エ　専門人材」の場合、申請日から２年６月以上、継続して当該就業先に勤務する意思があります。

* 令和７年度新しい働き方移住支援金交付要綱第３条に定める交付対象者であることに相違ありません。

　協議会から報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。

* 下記返還にかかる事由が生じた場合は事前に青森市へ相談します。

　以下の場合には、新しい働き方移住支援金の全額又は半額を返還します。

　（１）虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　（２）申請日から１年６月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：全額

　（３）申請日から６月を経過する日までの間に、令和７年度新しい働き方移住支援金交付要綱第３条第３号又は同条第５号の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額

　（４）申請日から１年６月を経過した日から２年６月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：半額

様式第２号（第５条関係）

個人情報確認同意書

年　　月　　日

転入市町村長　様

住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （自　署）

電話番号

　私は、令和７年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、転入市町村長が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

１　住民基本台帳情報

２　（転入市町村長）の市町村税の賦課徴収に関する情報

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

　　東青地域移住・交流サポート協議会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

就業証明書（新しい働き方移住支援金の申請用）

　下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者氏名 |  |
| 勤務者住所 |  |
| 勤務先所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 就業年月日 |  |
| 県マッチングサイト  求人登録日  ※第３条第３号の場合のみ |  |
| 雇用形態  ※第３条第３号又は同条第５号の場合のみ | 週20時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係  ※第３条第３号の場合のみ | 3親等以内の親族に該当しない |
| 雇用契約の解除の予定  ※第３条第５号の場合のみ | 目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加等、離職することが前提ではない |

　※新しい働き方移住支援金の申請に関する事務に当たり、勤務者の勤務状況などの情報を東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。